



**Q** 正社員の賃上げを4月に実施しました。パートも賃上げを検討してほしいという意見が出ています。活用できる助成制度はありますか。

**A** 「業務改善助成金」を活用されてはいかがでしょう。同助成金は、鳥取県の場合

は事業場内の最低賃金が時給900円から950円である事業場において、30円以上賃金を引き上げる計画で、「生産性の向上のための設備投資」の計画を立てていた

より高性能な設備の導入により労働時間を短縮させることなどが「生産性の向上のための設備投資」の計画に沿って事業を進められた場合に、設備投資等にかかった費用の一部を助成金として支給するものです。作業工程の機械化や、



## パートの賃金引き上げの助成制度は

「資」に該当します。例えば、POSレジシステムと自動つり銭機の導入により、レジ締めにかかる時間の短縮ができ、売れ筋商品が簡単に把握できるようにになったという事例があります。

パートの時給を考えると、正社員との均衡を考慮する必要があります。職務内容や責任の程度、将来の期待される役割などを正社員と比較し、不合理な待遇差が生じていないか確認をお願いします。(パート・有期労働法)

キャリアアップ助成金は、パートの正社員化や処遇改善を行う事業主を対象にしています。賃金規定を3%以上増額改定した場合や正社員と共通の賃金規定を新たに導入した場合に支給します。談に対応しています。

助成金の支給額や支給要件等は、鳥取労働局HPをご覧ください。「働き方改革サポートオフィス鳥取」では専門家が相談に対応しています。

鳥取労働局雇用環境・均等室  
業務改善助成金・パート・有期雇用労働法  
について

電話0857(29) 1701  
キャリアアップ助成金について  
電話0856(29) 1707  
働き方改革サポートオフィス鳥取  
電話0800(200) 3295